

6 各種軽減

1. 税金

1、所得税の控除

◆問い合わせ 日野税務署 所在地 日野市万願寺6-36-2 TEL 042-585-5661

本人または控除の対象である配偶者や扶養親族（年少扶養を含む）が障害者の場合、勤務先における年末調整または税務署へ確定申告をする際に障害者控除が受けられます。

- <対象者> ①身体障害者手帳所持者
②愛の手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者

<控除額> 特別障害者控除額：40万円

該当の方：身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級
障害者控除額：27万円

該当の方：その他の障害者

- ※ なお、配偶者控除・扶養控除（年少扶養を含む）の対象者が特別障害者に該当し、申告者と同じく同居している場合は、控除額が異なります。詳しくは勤務先の給与担当者か国税庁ホームページをご確認ください。

2、市・都民税障害者控除及び非課税等

◆問い合わせ 課税課市民税係 TEL 378-2111（代表） FAX 378-2207

本人または控除の対象である配偶者や扶養親族（年少扶養を含む）が障害者の場合、所得税で障害者控除を受けた方、及び、市・都民税の申告をする際に課税課に申告すると障害者控除が受けられます。

- <対象者> ①身体障害者手帳所持者
②愛の手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者

<控除額> 特別障害者控除額：30万円

該当の方：身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級
障害者控除額：26万円

該当の方：その他の障害者

- ※ 障害者本人の合計所得金額が135万円以下の方は、市・都民税が課税されません。
※ 配偶者控除・扶養控除（年少扶養を含む）の対象者が特別障害者に該当し、申告者と同じく同居している場合は、控除額が異なります。詳しくは上記課税課へお問い合わせください。

3、相続税の控除

◆問い合わせ 日野税務署 所在地 日野市万願寺6-36-2 TEL 042-585-5661

- <対象者> 相続人が身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、その他一定の障害者である場合
- <内容> 相続又は遺贈によって財産を得た障害者が、民法でいう相続人に該当する場合には、障害程度及び年齢に応じた税額の控除があります。

4、贈与税の非課税

◆問い合わせ 関係金融機関
または日野税務署 所在地 日野市万願寺6-36-2 TEL 042-585-5661

- <対象者> 受贈者が特定障害者（身体障害者手帳1、2級所持者、愛の手帳1、2度所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、その他一定の障害者）である場合
- <内容> 信託銀行等において、特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、一定の額まで贈与税がかかりません。

5、利子等の非課税

◆問い合わせ 関係金融機関

- <対象者> 身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など、一定の要件を満たす「障害者」
- <内容> ・少額預金の利子所得等の非課税（元本の合計額が350万円まで）
・少額公債の利子の非課税（額面の合計額が350万円まで）

6、個人事業税の軽減

◆問い合わせ 八王子都税事務所
所在地 八王子市明神町3-19-2 東京都八王子合同庁舎6階 TEL 042-644-1114

- <対象者> 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳等所持者で下記のいずれかに該当する方
- <内容> ①視力障害の方で視力の喪失者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力）が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を個人で営む場合には課税対象とならない。
②前年中における事業所得（他の所得があるときは合算）額が、370万円以下であって本人又は扶養親族が障害を有す場合、税額が1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）減免されます。

7. 福祉車両の非課税(消費税)

家庭で使われる福祉車両のうち、譲渡、貸与、製作の請負、修理などに関して消費税が非課税の対象になるものがあります。詳しくは各販売店にお問い合わせください。

福祉車両の種類

- 自操式 運転補助装置を取り付けて、障害者自らが運転するもの。
手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、
右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席等
- 介護式
 - 昇降シート車・・・助手席や後部座席が外側に回転した後、低い位置まで下げることのできる車。
車いすの乗り降りが楽にできます。
 - 車いす移動車・・・車いすに座ったまま車内に乗り込める車。
 - ◇ スロープ付・・・スロープを使って乗り込むタイプ
 - ◇ リフト付・・・電動式のリフトが搭載されたタイプ
 - ストレッチャー移動車・・・身体を寝かせた状態のまま乗り降りができ、身体の不自由な人の移動をスムーズに行えます。



8. 軽自動車税種別割・自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免

◆問い合わせ <軽自動車税種別割> 課税課市民税係 TEL 378-2111 (代表)

<自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割> 東京都自動車税コールセンター

TEL 03-3525-4066

東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)等の交付を受けている方が使用する自動車で一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税種別割・自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。基準については、各申請先にお問い合わせください。

※ 軽自動車税種別割と自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割では、申請先が異なりますのでご注意ください。

<手続き> 〔軽自動車税種別割〕

納期限(通常は5月31日)までに市役所の課税課市民税係へ

〔自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割〕

新規及び移転により自動車を取得したときは登録の日から1ヶ月以内、すでに自動車を所有しているときは自動車税種別割の納期限(通常は5月31日)までに都税事務所・自動車税事務所等へ

<必要書類> 〔軽自動車税種別割〕

軽自動車税種別割納税通知書、減免申請書、障害者手帳等、運転免許証

〔自動車税/軽自動車税環境性能割・自動車税種別割〕

減免申請書、障害者手帳等、運転者の運転免許証、その他、必要に応じて申請内容(住所、使用状況等)を確認できる書類等

<減免の対象となる障害の区分と程度>

障害の区分		障害の程度 ※1	
身体障害者手帳	下肢機能障害	1～6級	
	体幹機能障害	1～3・5級	
	上肢機能障害	1・2級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
		移動機能	1～6級
	視覚障害（視力障害・視野障害）		1～3級
			4級の1（視力障害：両眼の視力の和が0.09以上0.12以下）
	聴覚障害	2・3級	
	平衡機能障害	3・5級	
	音声機能または言語機能障害	3級（こう頭摘出に係るものに限りませ。）	
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害	1・3・4級	
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害	1・3・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
	肝臓機能障害	1～4級	
戦傷病者手帳	※2		
愛の手帳	総合判定1度～3度		
療育手帳(道府県発行)	※2		
精神障害者保健福祉手帳	1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費受給者(※3)に限りませ。)		

※1 身体障害者手帳をお持ちの方で、2つ以上の障害の区分(障害名)がある場合は、障害の区分ごとの障害等級により判断します。

※2 減免の対象となる障害の程度については、上記にお問い合わせください。

※3 精神障害者保健福祉手帳に加え、自立支援医療受給者証を提示していただきます。

<対象となる車両>

納税義務者(所有者または取得者※)	運転者	使用目的
① 障害者の方	障害者の方	特に問いません。
	障害者以外の方	専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する。
③ 生計を同じくする方	障害者の方	
	障害者以外の方	

※1 割賦販売の場合は使用者のことです。

※2 個人名義の自家用自動車（車検証に「自家用」と記載されている自動車）に限りませ。

※3 「生計を同じくする方」とは、次の3ついずれかに該当する方をいいます。

①障害者の方と同居されている方

②障害者の方の住所地近隣(2km以内)にお住まいの親族の方

③障害者の方の住所地近隣(2km以内)にお住まいの東京都パートナーシップ宣誓制度または地方公共団体の同等の制度により証明を受けたパートナーシップ関係の相手の方

※4 運転免許証に条件が付されている場合は、条件に合った自動車でなければなりません。

(例「総重量1.5t以下の車両に限る」、「オートマチック車に限る」、「手動式ブレーキの車両に限る」等)

2. 各種料金

9. 稲城市下水道使用料減免制度

◆問い合わせ 下水道課業務係 TEL 378-2111 (代表)

下水道使用料の一部（基本使用料）を減免します。

＜対象者＞ 市内に住所を有し、下水道使用料を納めている方で、当該世帯全員の市民税が非課税であり、下記のいずれかに該当する方を構成員とする世帯に属する方

- ①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ②愛の手帳1度または2度の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

ただし、すでに下水道料金の減免（生活扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の該当に基づく減免）を受けている方は除きます。

＜減免される使用料＞ 1ヶ月の基本使用料560円

＜申請方法＞ 市役所3階下水道課窓口にある「下水道使用料免除申請書」をご記入の上、下水道課に提出してください。申請時には、本人確認を行います。なお、提出は出張所や郵送でもお受けしています。申請書は市ホームページからも印刷ができます。また、減免の可否については、申請書を提出後に通知いたします。

10. 廃棄物処理手数料減免制度(指定ごみ収集袋・粗大ごみ処理券)

◆問い合わせ 生活環境課ごみ・リサイクル係 TEL 378-2111 (代表)

指定ごみ収集袋（一定枚数）と粗大ごみ処理券を無料交付いたします。

＜対象者＞ 下記のいずれかに該当する方を含む世帯の構成員全員が市民税非課税である世帯

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その程度が1級又は2級の方
- ② 愛の手帳の交付を受けている方で、その程度が1度又は2度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その程度が1級の方

ただし、すでに減免を受けている方は除きます。（生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯及び特別児童扶養手当受給世帯）

※ 該当される方は生活環境課に申請して下さい。

11. 粗大ごみの運び出しサービス・障害者等のゴミ出し支援サポートシール

◆問い合わせ 生活環境課ごみ・リサイクル係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-3310

① 粗大ごみの運び出しサービス

粗大ごみを排出場所に出すことが困難な身体障害者手帳(1級~4級)をお持ちの方のみの世帯を対象に、お部屋からの運び出しを行います。

② 障害者等のごみ出し支援サポートシール

障害等により、自身でゴミ出しが困難な方々を支援している、ホームヘルパーや同居していない親族の方へ、「ゴミ出し支援サポートシール」をお渡しします。ご自身で用意した収納容器(ポリバケツ等)に、シールが表示してあるごみは、決められた収集日以外にゴミ出しが可能です。

<対象者> 障害をお持ちの方の生活を支援している方、同居していない親族又はそれに準ずる方

<利用方法> ごみが散乱しないよう、ご自身で用意した収納容器(ポリバケツ等)に、直接シールを貼って使用してください。

<対象となるごみ・資源物> 燃えるごみ、燃えないごみ、古紙・古布、有害物・金属物

<手続き> 市役所3階生活環境課窓口に申請してください。申請は上記対象者からのものに限りです。

12. おむつ専用袋(ごみ袋)

◆問い合わせ 生活環境課ごみ・リサイクル係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-3310

おむつを使用している障害者に、おむつ専用袋(ごみ袋)を無料で支給しています。

<対象者> おむつを必要としている方

<使用方法> 汚物を取り除いた紙おむつのみをおむつ専用袋に入れ、燃えるごみの日に排出(他のごみが混ざっていると収集できません。)

※紙おむつは指定収集袋でも出すことができます。

<配布枚数> 1回の申請につき、1人3組(30枚)まで

<申請・配布場所> 市役所総合案内・生活環境課(休日開庁日は市民課)、平尾・若葉台出張所、子ども家庭支援センター(向陽台小学校敷地内)、保健センター

※生活環境課への電話申込により、第二文化センター、第四文化センターでの受け取りも出来ます。

13. 電話番号の無料案内(NTT104番)

◆問い合わせ NTTふれあい案内 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134

(午前9時~午後5時 土日、祝日、年末年始を除く)

視覚・聴覚・肢体などの不自由な方、知的障害や精神障害のある方を対象に、事前に登録をすることで、番号案内(104番)を無料で受けることができます。

<対象者・利用方法> 上記のお問い合わせ先にご確認ください。



14. 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、携帯電話の基本料金等が割引になる場合があります。対象者や割引内容は各携帯会社によって異なりますので、各携帯会社やお客センターにお問い合わせください。

15. テレビ受信料の減免

◆問い合わせ NHK西東京営業センター 立川市曙町2-22-20立川センタービル12階
TEL 042-528-6000 FAX 042-527-7026

- <対象者> 【全額免除】身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯の構成員全員が市民税非課税である世帯
【半額免除】契約者である世帯主本人が次の障害である場合
- ① 視覚・聴覚障害1～6級
 - ② ①以外の身体障害の1・2級
 - ③ 愛の手帳1・2度
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級
- <手続き> 各手帳を持って障害福祉課で証明書の交付を受け、NHKの営業センターに郵送するか、受信料の訪問人に提出してください。証明書到着月より減免となります。

16. 多摩テレビ基本サービス利用料金の減免

◆問い合わせ (株)多摩テレビ 多摩市鶴牧1-24-1新都市センタービル1F
TEL 0120-118-493

- <対象者>下記のいずれにも当てはまる方
- ① 世帯主で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 - ② 集合・戸建住宅にお住まいで多摩テレビの「個別契約」加入者
※ 集合住宅一括加入の方、オーナー一括加入の賃貸住宅居住者は対象外
- <手続き> 上記手帳のコピーを多摩テレビ（上記住所）にご提出下さい。

17. 都立公園等の無料入場

◆問い合わせ
【都立公園（動物園・植物園・庭園）の無料入場について】
詳しくは「公園へ行こう！」（公益財団法人東京都公園協会運営ページ）
公益財団法人東京都公園協会本社 03-3232-3011

【都立公園駐車場の無料利用について】
詳しくは「都立公園駐車場一覧」（東京都建設局運営ページ）
東京都建設局公園緑地部公園課 TEL 03-5320-5376～7

有料の都立公園は、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を提示すると本人

および介護者（必要な範囲に限る。）は無料で入場できます。また、公園駐車場の無料利用や、車いすを貸し出す制度もありますので、事前にホームページをご覧ください。

18、市立公園に設置する体育施設使用料の減免

◆問い合わせ (公財) いなぎグリーンウェルネス財団 TEL 331-7156 FAX 331-7181

体育施設（総合体育館・総合グラウンド・市民プール等）を使用する場合は、使用料金が免除されます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜手続き＞ 該当手帳を持って利用施設窓口に提示してください。

19、自転車等駐車場施設利用料の減免

◆(公財) 自転車駐車場整備センター TEL 03-6262-5322 FAX 03-6262-5331

市内在住の方で矢野口駅西自転車等駐車場、稲城長沼駅東・西自転車等駐車場、南多摩駅東・西自転車等駐車場、稲城駅北口自転車駐車場、稲城駅北口バイク駐車場、若葉台駅前自転車駐車場、（いずれも管理運営は(公財) 自転車駐車場整備センター）を定期利用する場合は、利用料金の免除を受けることができます。

その他の民営自転車等駐車場につきましては、各施設にお問い合わせ下さい。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・生活保護受給者

＜手続き＞ 障害者手帳または生活保護受給証明書を持って各駐車場管理室に提示してください。

20、オーエンス健康プラザ施設利用料の減免

◆問い合わせ オーエンス健康プラザ TEL 370-2280 (代表) FAX 370-2283

障害者手帳を持っている方は無料で施設の利用ができます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜手続き＞ 該当手帳をフロントに提示してください。本人確認後、無料券を交付します。

※施設を利用する場合は利用者登録が必要となります。詳細は上記へお問い合わせください。

21、市内公共施設利用にかかる駐車場利用料の減免

障害者手帳をお持ちの方は、市内の各公共施設（市立病院、オーエンス健康プラザ等）を利用する際の駐車場利用料金の免除を受けることができます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜手続き＞ 駐車券と障害者手帳を、各施設の駐車場管理の窓口（フロント等）に提示してください。

※駐車場によって手続方法が異なる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

22、市立公園利用にかかる駐車場利用料の減免

◆問い合わせ 緑と環境課 緑と公園係 TEL378-2111 (代表) FAX 378-9717

障害者手帳をお持ちの方は、市立の公園駐車場の利用料金が免除になります。

<対象者> 障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者

<手続き>

- ① 城山公園中央図書館駐車場
稲城市立公園総合体育館西駐車場
稲城中央公園総合体育館南駐車場 をご利用の場合

駐車券と障害者手帳をお持ちの上、稲城市立中央図書館カウンター又は稲城中央公園内総合体育館1階窓口へお越しください。

（中央図書館・体育館が閉館の際は、「②その他の市立公園駐車場をご利用の場合」と同様の手続きになります。）

- ② その他の市立公園駐車場をご利用の場合

駐車券を精算機に入れずに、備え付けのインターホン（受話器）又は、お持ちの携帯電話から精算機に表示してある“さぼーとセンター（通話料無料フリーダイヤル）”へご連絡ください。

- ③ 聴覚障害、音声・言語障害等により
備付インターホン・携帯電話での通話が困難な方

市立公園駐車場をご利用する前に、身体障害者手帳と運転免許証を持って、指定箇所にて市立公園駐車場利用申請の手続きを行ってください。駐車場精算機等で使用する「市立公園駐車場パスカード（定期券）」を発行します。

申請窓口 ①市役所3階 緑と環境課（平日 8:30～12:00、13:00～17:00）

②稲城中央公園内総合体育館1階窓口（稲城市長峰 1-1）

（休館日を除く平日・休日・祝日 9:00～21:00）

※休館日：第2・第4月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）

持ち物 身体障害者手帳、運転免許証

※ 運転免許証をお持ちではない方、聴覚障害、音声・言語障害等の方がお一人で車に乗らない場合は、申請の必要はありません。

※ 申請窓口へは必ずご本人様がお越し下さい。

※ 郵送、ファックス、代理の方のみの申請はお受け出来ません。

23、郵便料金の減免

◆ 問い合わせ 日本郵便株式会社 多摩郵便局 TEL 0570-943-446

対象となる郵便物及び荷物と料金（運賃）など、詳しくは上記へお問い合わせください。

24、青い鳥郵便葉書の無償配布

◆ 問い合わせ 日本郵便株式会社 多摩郵便局 TEL 0570-943-446

日本郵便株式会社は、重度の身体障害者及び重度の知的障害者で、受付期間内にご希望いただいた方に、「青い鳥郵便葉書」を無償で配布いたします。

- <受付期間> 4月1日から5月31日まで
(土日又は休日に当たる場合は、翌営業日となります。)
- <配布葉書> 通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）
通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）
- <配布枚数> お一人につき上記配布葉書の中からいずれか1種類を20枚
- <配布の対象> 重度の身体障害者（1級又は2級の方）
重度の知的障害者（1度又は2度の方）
- <お申出方法> ① 窓口でのお申出方法
最寄りの郵便局に身体障害者手帳又は愛の手帳をご提示いただいた上、「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。なお、代理の方によるご提出も可能です。
お申込みに必要な用紙は、郵便局の窓口に備え置いています。
- ② 郵送でのお申出方法
適宜の用紙に、次の事項を記入して最寄りの郵便局に郵送してください。
- | | |
|------------------|--------------|
| ア 「青い鳥郵便葉書配布申込書」 | イ 手帳の種類 |
| ウ 手帳番号 | エ 級別又は程度 |
| オ 希望する葉書種類 | カ 住所又は居所及び氏名 |